

災害対策基本法（抜粋）

（都道府県防災会議の設置及び所掌事務）

第十四条 都道府県に、都道府県防災会議を置く。

2 都道府県防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都道府県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 都道府県知事の諮問に応じて当該都道府県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 三 前号に規定する重要事項に関し、都道府県知事に意見を述べること。
- 四 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（市町村防災会議）

第十六条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適當又は困難であるときは、第一項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。

4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第二項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

（市町村災害対策本部）

第二十三条の二 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

- 2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。
- 3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。
- 4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
 - 一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
 - 二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
- 5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(職員の派遣の要請)

- 第二十九条 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員(以下「都道府県知事等」という。)は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関(独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人に限る。以下この節において同じ。)に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。
- 2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員(以下「市町村長等」という。)は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関(その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。)に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。
 - 3 都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前二項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

(市町村地域防災計画)

第四十二条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(第四項において「当該市町村等」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱

二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者(以下この項及び次条において「地区居住者等」という。)が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画(同条において「地区防災計画」という。)について定めることができる。

4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たつては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

5 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

(市町村長の避難の指示等)

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示す

ることができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置(以下「緊急安全確保措置」という。)を指示することができる。

4 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第一項から第三項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

8 第六項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(警察官等の避難の指示)

第六十一条 前条第一項又は第三項の場合において、市町村長が同条第一項に規定する避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。

2 前条第二項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退きを指示する場合について準用する。

3 警察官又は海上保安官は、第一項の規定により避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4 前条第四項及び第五項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

(市町村長の警戒区域設定権等)

第六十三条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限

し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 3 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官(以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。)の職務の執行について準用する。この場合において、第一項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 4 第六十一条の二の規定は、第一項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。

(他の市町村長等に対する応援の要求)

第六十七条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

- 2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

(都道府県知事等に対する応援の要求等)

第六十八条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

(災害派遣の要請の要求等)

第六十八条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第八十三条第一項の規定による要請(次項において「要請」という。)をするよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

- 2 市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災

害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第八条に規定する部隊等を派遣することができる。

- 3 市町村長は、前二項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

石油コンビナート等災害防止法（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

2 石油コンビナート等特別防災区域 次のいずれかに該当する区域であつて、政令で指定するものをいう。

イ 当該区域に、石油の貯蔵・取扱量（消防法第十一条第一項の規定による許可に係る貯蔵所、製造所又は取扱所（同法第十六条の二第一項に規定する移動タンク貯蔵所を除く。以下「石油貯蔵所等」という。）において貯蔵し、又は取り扱う石油の貯蔵量及び取扱量を政令で定めるところにより合計して得た数量をいう。以下同じ。）を政令で定める基準貯蔵・取扱量で除して得た数値若しくは高压ガスの処理量（高压ガス保安法第五条第一項の規定による許可に係る事業所において定置式設備により同項第一号に規定する圧縮、液化その他の方法で一日に処理することができるガスの容積をいう。以下同じ。）を政令で定める基準処理量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が一以上となる事業所を含む二以上の事業所が所在し、かつ、当該区域に所在する事業所のうち、石油貯蔵所等を設置しているすべての者の事業所における石油の貯蔵・取扱量を合計した数量を政令で定める基準総貯蔵・取扱量で除して得た数値若しくは同項の規定による許可を受けているすべての者の事業所における高压ガスの処理量を合計した数量を政令で定める基準総処理量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が一以上となる区域であつて、当該区域に所在する特定の事業所についてそれぞれ災害の発生及び拡大の防止のための特別の措置を講じさせるとともに当該区域について一体として防災体制を確立することが緊要であると認められるもの

ロ 石油の貯蔵・取扱量をイに規定する政令で定める基準総貯蔵・取扱量で除して得た数値若しくは高压ガスの処理量をイに規定する政令で定める基準総処理量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が一以上となる事業所であつて、当該事業所について災害の発生及び拡大の防止のための特別の措置を講じさせることが緊要であると認められるものの区域

ハ イ又はロに該当することとなると認められる区域

地震防災対策特別措置法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策の実施に関する目標の設定並びに地震防災緊急事業五箇年計画の作成及びこれに基づく事業に係る国の財政上の特別措置について定めるとともに、地震に関する調査研究の推進のための体制の整備等について定めることにより、地震防災対策の強化を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（地震防災緊急事業五箇年計画の作成等）

第二条 都道府県知事は、人口及び産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然的条件等を総合的に勘案して、著しい地震災害が生ずるおそれがあると認められる地区について、災害対策基本法第四十条に規定する都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成八年度以降の年度を初年度とする五箇年間の計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）を作成することができる。

2 都道府県知事は、地震防災緊急事業五箇年計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、地震防災緊急事業五箇年計画を作成しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、内閣総理大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長の意見を聴かなければならない。

4 前三項の規定は、地震防災緊急事業五箇年計画を変更する場合について準用する。

（地震防災緊急事業五箇年計画の内容）

第三条 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲げる施設等の整備等であつて、当該施設等に関する主務大臣の定める基準に適合するものに関する事項について定めるものとする。

一 避難地

二 避難路

三 消防用施設

四 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

五 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第二号の外郭施設、同項第三号の係留施設及び同項第四号の臨港交通施設に限る。）又は漁港施設（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条第一号イの外郭施設、同号ロの係留施設及び同条第二号イの輸送施設に限る。）

六 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設

七 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関その他

- 政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 八 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 八の二 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 九 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 十 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 十一 第七号から前号までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- 十二 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第二条第一項に規定する海岸保全施設又は河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第三条第二項に規定する河川管理施設
- 十三 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防設備、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二条第三項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第二条第二項第一号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- 十四 地震災害が発生した時(以下「地震災害時」という。)において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- 十五 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- 十六 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- 十七 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- 十八 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- 十九 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- 2 地震防災緊急事業五箇年計画は、都道府県地域防災計画等に実施目標が定められているときは、当該実施目標に即したものでなければならない。
- 3 地震防災緊急事業五箇年計画に定める事業のうち、市町村が実施する事業については、災害対策基本法第四十二条に規定する市町村地域防災計画に定められたものでなければならない。

堺市防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、堺市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務、組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 堺市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員60人以内をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 指定地方行政機関の職員
- (2) 本市の区域を警備区域とする自衛隊の部隊の長
- (3) 大阪府の知事の部内の職員
- (4) 大阪府警察の警察官
- (5) 本市の職員
- (6) 教育長
- (7) 消防長及び消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

6 委員(前項第6号及び第7号の委員を除く。)の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、本市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第 5 条 防災会議に幹事を置き、委員の属する機関の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

2 幹事の定数は、60 人以内とする。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 39 年 3 月 28 日条例第 2 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 39 年 1 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 43 年 1 月 31 日条例第 4 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 43 年 1 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 44 年 3 月 31 日条例第 3 号)

この条例は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 45 年 3 月 31 日条例第 7 号)

この条例は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 46 年 1 月 30 日条例第 4 号)

この条例は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 46 年 12 月 23 日条例第 49 号)

この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年 12 月 21 日条例第 33 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 29 日条例第 4 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 9 月 30 日条例第 41 号)

この条例は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 27 日条例第 42 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 19 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

堺市災害対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、堺市災害対策本部(以下「本部」という。)について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補助し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名する災害対策副本部長がその職務を代理する。

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれにあたる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(区災害対策本部)

第4条 本部長は、本部が設置されたときその他区の区域における災害応急対策を緊急に実施する必要があると認めるときは、区災害対策本部を置くことができる。

(現地災害対策本部)

第5条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する。

2 現地災害対策本部長は、本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、本部について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年11月1日から施行する。

附 則(平成8年6月27日条例第12号)

(平成10年3月25日条例第1号)

(平成21年3月30日条例第1号)

(平成24年9月27日条例第42号)

堺市災害弔慰金の支給等に関する条例

第1章 総則

(昭57条例23・章名追加)

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、及び自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(昭57条例23・平31条例19・一改)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有していた者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(昭57条例23・章名追加)

(災害弔慰金の支給)

第3条 市民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行う。

(昭57条例23・一改)

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げる順位とする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、その者により主として生計を維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされるものとみなす。

(昭50条例22・平23条例33・令2条例3・一改)

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては5,000,000円とし、その他の場合にあつては2,500,000円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(昭50条例22・全改、昭52条例2・昭53条例24・昭56条例35・昭57条例23・平3条例28・一改)

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号の一に該当する場合には、支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大の過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、遺族に対し、災害弔慰金の支給に関して、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(昭57条例23・追加)

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下この章において「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(昭57条例23・追加)

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては2,500,000円とし、その他の場合にあっては1,250,000円とする。

(昭57条例23・追加、平3条例28・一改)

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(昭57条例23・追加)

第4章 災害援護資金の貸付け

(昭57条例23・章名追加)

(災害援護資金の貸付け)

第12条 令第3条に掲げる災害(以下この章において「災害」という。)により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(昭57条例23・旧第9条一改・繰下)

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害のない場合 1,500,000円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000円

ウ 住居が半壊した場合 2,700,000円

エ 住居が全壊した場合 3,500,000円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 1,500,000円

イ 住居が半壊した場合 1,700,000円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 2,500,000円

エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 3,500,000円

2 被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合における前項の貸付限度額は、同項の規定にかかわらず、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 世帯主の負傷があり、かつ、住居が半壊した場合 3,500,000円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 住居が半壊した場合 2,500,000円

イ 住居が全壊した場合（前項第2号エの場合を除く。） 3,500,000円

3 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年（令第7条第2項かつこ書の場合は、5年）とする。

(昭50条例22・昭52条例2・昭53条例24・昭56条例35・一改、昭57条例23・旧第10条繰下、昭62条例16・平3条例28・平31条例19・令2条例3・一改)

(保証人)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、

その保証債務は、第16条第3項の違約金を包含するものとする。

(平31条例19・追加)

(利率)

第15条 災害援護資金の利率は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、次のとおりとする。

(1) 前条第1項の規定により保証人を立てている場合 無利子

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 年1パーセント

2 前項の規定にかかわらず、市長は、災害及び災害により被害を受けた市民の状況等を踏まえ、特に必要がないと認める場合にあっては、利子を付さないことができる。

(平31条例19・全改)

(償還等)

第16条 災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還することができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(昭57条例23・旧第12条一改・繰下、平31条例19・旧第15条一改・繰下、令2条例3・一改)

第5章 雑則

(昭57条例23・章名追加)

(堺市災害弔慰金等支給審査委員会)

第17条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、堺市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、医師、弁護士その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。

(令2条例3・追加)

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(昭57条例23・旧第13条繰下、平31条例19・旧第16条繰下、令2条例3・旧第17条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則 (昭和50年6月18日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則 (昭和52年3月31日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年9月7日以後に生じた災害に関する支給又は貸付けについて適用する。

附 則 (昭和53年6月1日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年1月14日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則 (昭和56年10月2日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年12月14日以後に生じた災害に関する災害弔慰金の支給又は災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和57年12月30日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の堺市災害弔慰金の支給等に関する条例第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則 (昭和62年6月25日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (平成3年12月25日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項及び第2項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により

被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成23年9月29日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

附 則（平成29年6月26日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月19日条例第19号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第13条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月30日条例第3号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

堺市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、堺市防災会議条例（昭和38年条例第25号）第6条の規定に基づき堺市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席することができないときは、当該委員の属する機関の職員を代理者として出席させることができる。

2 前項の規定により、代理者を出席させた委員は、会議に出席したものとみなされる。

(専決処分)

第4条 緊急を要し、会議を招集するいとまがないと認めるとき、若しくはやむを得ない事情により会議を招集することができないとき、又は軽易な事項については、会長は会議が処理すべき事項のうち次に掲げるものについて専決処分することができる。

- (1) 堺市地域防災計画に基づきその実施を推進すること。
 - (2) 災害に関する情報を収集すること。
 - (3) 災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
 - (4) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進すること。
 - (5) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
 - (6) 災害対策本部に関すること。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

(専門委員会及び幹事会)

第5条 会議の専門委員会をもって、専門委員会を組織する。

2 専門委員会は、会長が招集する。

3 専門委員のうち若干を常任専門委員会とし会長が指名する。

第6条 会議の幹事をもって幹事会を組織する。

2 幹事会は、会長が招集する。

3 幹事のうち若干を常任幹事とし会長が指名する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、危機管理室が掌理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、その都度会長が定める。

附則

この要綱は、昭和39年6月8日から施行する。

附則

この要綱は、昭和45年7月17日から施行する。

附則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

堺市災害対策本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、堺市災害対策本部条例（昭和38年条例第26号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、堺市災害対策本部（以下単に「本部」という。）に関し必要な事項を定める。

(本部の設置及び閉鎖)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、本部を設置する。

- (1) 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。
- (2) 本市の区域内において災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する災害が発生したとき。
- (3) 本市の区域内において震度6弱以上の地震が発生したとき。
- (4) 本市の区域内において特別警報が発表されたとき。
- (5) 陸上での最大風速が秒速30メートル以上の台風が、本市の区域に上陸又は最接近することが見込まれるとき。
- (6) 大阪府に津波警報が発表されたとき。
- (7) その他市長が必要と認めたとき。

2 市長は、災害の危険が解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、本部を閉鎖する。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 副本部長は、副市長及び危機管理監の職にある者をもって充てる。
- 3 本部員は、教育長及び上下水道局長並びに別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部会議)

第4条 本部長は、災害予防及び災害応急対策の実施に関し必要な協議を行うため、本部の会議を招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、前条第3項に規定する者以外の者を前項の会議に常時又は臨時に出席させることができる。

(本部長の代理)

第5条 条例第2条第2項の規定により、本部長の職務を代理する副本部長は、危機管理室担任副市長とする。

2 前項の規定にかかわらず、危機管理室担任副市長に事故があるとき、又は欠けたときは、次の各号に掲げる副本部長が本部長の職務を代理するものとし、その順位は当該各号に定めるところによる。

- (1) 危機管理室担任副市長以外の副市長 堺市長の職務代理に関する規則（平成29年規則第103）第1条の規定の例による順位
- (2) 危機管理監の職にある者 前号に定める順位の次順位

(区災害対策本部の組織等)

第6条 条例第4条の規定により、区災害対策本部（以下「区本部」という。）が設置されたときは、区本部に区本部長、区副本部長及び区本部員を置く。

- 2 区本部長は区長の職にある者を、区副本部長は副区長及び保健福祉総合センター所長の職にある者を、区本部員は別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 区本部長は、区本部の事務を掌理する。
- 4 区副本部長は、区本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたとき

は、その職務を代理する。

(区本部会議)

第7条 区本部長は、本部の方針に基づき、区の区域内における災害予防及び災害応急対策の実施に関し必要な協議を行うため、区本部の会議を招集し、その議長となる。

(現地災害対策本部の設置)

第8条 本部長は、災害の地域特性に応じた災害応急対策を局地的又は重点的に実施する必要があるときは、条例第5条に規定する現地災害対策本部を設置することができる。

(現地災害対策本部会議)

第9条 現地災害対策本部長は、本部の指示に基づき、局地的又は重点的な災害応急対策の実施に関し必要な協議を行うため、現地災害対策本部の会議を招集し、その議長となる。

(配備)

第10条 本部長は、本市の区域内において震度6弱以上の地震が発生し全員配備を行う場合を除き必要があると認めるときは、条例第3条第3項の部長及び区本部長（以下「部長等」という。）に対し、次の各号に掲げる区分により配備を指令するものとする。この場合において、当該部長等は、必要と認める人員を配備して防災活動に当たらなければならない。

(1) 災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生するなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 対策配備

(2) 市の区域内全域にわたる被害又は特に甚大な局地的被害が発生したとき。 全員配備

2 前項の規定による指令は、本部長がその都度指定する部及びすべての区本部について行う。

3 部長等は、第1項の規定により人員を配置したときは、直ちにその人数を本部長に報告しなければならない。

(防災活動)

第11条 防災活動は、本部長の総括のもとに、部長等が、前条第1項の規定により配備された職員（以下「配備職員」という。）を指揮監督してこれを行う。

2 防災活動は、別に定めるもののほか、堺市地域防災計画に基づいて行う。

3 本部長は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、非常の措置を命ずることができる。

(本部連絡員)

第12条 部に本部連絡員を置く。

2 本部連絡員は、配備職員のうち、部長が指定する職にある者をもって充てる。

3 本部連絡員は、本部が設置されたときは、当該部が所管する事務に係る被害の状況及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報を取りまとめて本部に連絡し、並びに本部からの指令その他の連絡事項を当該部に連絡すること等を任務とする。

4 本部長は、必要があると認めるときは、指定する場所に本部連絡員を常駐させることができる。

5 部長は、部の防災活動上、やむを得ないと認めるときは、堺市危機管理センター設置規程（平成19年庁達16号。以下「規程」という。）第3条第1項のセンター長の同意を得て、同条第4項に規定するセンター員の中から本部連絡員を指定することができる。

(応援職員の派遣)

第13条 部長は、応援を求める必要があると認めるときは、直ちにその旨を本部長に報告

しなければならない。

- 2 本部長は、前項の報告があった場合において、応援を行う必要があると認めるときは、直ちに応援部その他の部の職員を応援職員として派遣する。

(雑 則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和60年6月1日から施行する。

(堺市災害対策本部設置要綱の廃止)

- 2 堺市災害対策本部設置要綱(昭和39年制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成9年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

政策局長

ICTイノベーション推進監

泉北ニューデザイン推進監

総務局長

財政局長

市民人権局長

ダイバーシティ推進監

文化観光局長

環境局長

健康福祉局長

保健医療担当局長

こども青少年局長

産業振興局長

建築都市局長

建設局長

堺区長

中区長

東区長

西区長

南区長

北区長

美原区長

消防局長

会計管理者

上下水道局次長（企業経営担当）

上下水道局次長（技術監理担当）

教育次長

教育施設技術監

教育監

議会局長

別表第2（第6条関係）

企画総務課長

深井駅周辺地域活性化推進室長（中区役所に限る。）

新金岡地区活性化推進室長（北区役所に限る。）

自治推進課長

市民課長

保険年金課長

生活援護課長（堺区役所にあつては、生活援護第一課長及び生活援護第二課長）

地域福祉課長

子育て支援課長

保健センター所長

堺市防災対策推進本部要綱

(設置)

第1条 堺市地域防災計画に基づき本市が行うべき防災対策の総合的な推進を図るため、堺市防災対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(組織)

第2条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

2 本部長は危機管理室担任副市長を、副本部長は危機管理監をもって充てる。

3 本部員は、上下水道局長及び別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部が行う業務)

第3条 本部は、次に掲げる業務を行う。

(1) 堺市地域防災計画に基づき本市が実施すべき防災対策の着実な推進を図るために必要な進捗管理等に関する事項

(2) 堺市地域防災計画に定めるべき防災対策に関する事項

(3) 国民保護計画に基づく対策に関する事項

(職務)

第4条 本部長は、本部を代表し、議事その他の本部の事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(本部会議)

第5条 本部の会議（以下「本部会議」という。）は、必要に応じて本部長が招集し、本部長がその議長となる。

2 本部会議は、本部員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 本部会議の議事は、出席本部員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(本部会議の特例)

第6条 本部長は、緊急の必要があり会議を招集する暇のない場合その他やむを得ない事由のある場合は、議案の概要を記載した書面を各本部員に回付し、その賛否を問い、本部会議に代えることができる。

(関係者の出席等)

第7条 本部長は、必要があると認めるときは、本部会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第8条 本部に、その円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事で組織し、幹事長は危機管理室長の職にある者を、幹事は別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

- 3 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。
- 4 幹事長は、幹事会の会務を掌理し、幹事会における協議の状況及びその結果を本部に報告するものとする。
- 5 前3条の規定は、幹事会の会議について準用する。この場合において、規定中「本部長」とあるのは「幹事長」と、「本部員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。
(専門部会)

第9条 幹事長は、防災に係る専門的事項について協議するため、必要があると認めるときは、幹事会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、部会長及び部会委員で組織する。
- 3 部会長は幹事のうちから幹事長が指名する者を、部会委員は本市職員のうちから部会長が指名する者をもって充てる。
- 4 専門部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- 5 部会長は、専門部会における協議の状況及びその結果について、幹事会に報告しなければならない。
- 6 専門部会の庶務は、部会長が属する課等において行う。
- 7 第7条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、同条中「本部長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、専門部会の組織及び運営について必要な事項は、幹事長が定める。
(庶務)

第10条 本部(幹事会を含む。次条において同じ。)の庶務は、危機管理室において行う。
(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成9年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

政策局長

ICTイノベーション推進監

泉北ニューデザイン推進監

総務局長

財政局長

市民人権局長

ダイバーシティ推進監

文化観光局長

環境局長

健康福祉局長

保健医療担当局長

こども青少年局長

産業振興局長

建築都市局長

建設局長

堺区長

中区長

東区長

西区長

南区長

北区長

美原区長

消防局長

会計管理者

上下水道局次長（企業経営担当）

上下水道局次長（技術監理担当）

教育次長

教育施設技術監

教育監

選挙管理委員会事務局長

監査委員事務局長

農業委員会事務局長

人事委員会事務局長

議会局長

別表第2（第8条関係）

政策経営課参事（危機管理担当）

危機管理課長

防災課長

津波避難計画担当課長

ICTイノベーション推進室参事（危機管理担当）

泉北ニューデザイン推進室参事（危機管理担当）

行政総務課参事（危機管理担当）

資金課参事（危機管理担当）

区政推進課参事（危機管理担当）

文化観光企画課参事（危機管理担当）

環境政策課参事（危機管理担当）

健康福祉総務課参事（危機管理担当）

こども企画課参事（危機管理担当）

産業成長推進課参事（危機管理担当）

建築都市総務課参事（危機管理担当）

建設総務課参事（危機管理担当）

堺区役所部理事（危機管理担当）

中区役所部理事（危機管理担当）

東区役所部理事（危機管理担当）

西区役所部理事（危機管理担当）

南区役所部理事（危機管理担当）

北区役所部理事（危機管理担当）

美原区役所部理事（危機管理担当）

警防課長

会計課長

経営企画室危機管理・広報広聴担当課長
教育委員会事務局総務課参事（危機管理担当）
選挙管理委員会事務局参事（危機管理担当）
監査委員事務局監査課参事（危機管理担当）
農業委員会事務局参事（危機管理担当）
人事委員会事務局参事（危機管理担当）
議会局政策総務課長

堺市防災行政無線運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が設置する防災行政無線局（以下「防災行政無線局」という。）の運用及び維持管理に関し、電波法（昭和25年法律第131号）、電波法施行規則（昭和25年電波管理委員会規則第14号）及び無線局運用規則（昭和25年電波管理委員会規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 統制局 すべての無線局を統括し、通信の運用を統制する無線局をいう。
- (2) 親局 防災行政無線同報局で、本庁に設置する送信設備の総体をいう。
- (3) 屋外受信局 防災行政無線同報系の受信局で、屋外に設置するものをいう。
- (4) 戸別受信局 防災行政無線同報系の受信局で、屋内に設置するものをいう。
- (5) 基地局 防災行政無線の移動系、水道系、地域防災系及び相互系で、本庁に設置する基地通信設備の総体をいう。
- (6) 移動局 防災行政無線の移動系、水道系、地域防災系及び相互系の車載式及び可搬式の移動通信設備をいう。
- (7) 通信所 基地局から有線で接続された通信設備をいう。
- (8) 災害用非常配備局 水道系移動局で、災害時においてのみ特定の場所に配備され、災害情報の通信に使用されるものをいう。

(防災行政無線局)

第3条 防災行政無線局の区分、周波数、呼出名称及び常置場所は、別表第1のとおりとする。

(統制管理者)

第4条 統制局に統制管理者を置く。

- 2 統制管理者は、危機管理室長の職にある者をもってこれに充てる。
- 3 統制管理者は、防災行政無線局を統括し、その運用を統制管理する。

(無線管理者)

第5条 防災行政無線局に無線管理者を置く。

- 2 無線管理者は、防災行政無線局の運用を掌理する。
- 3 無線管理者は、次の各号に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者をもってこれに充てる。
 - (1) 統制局 危機管理担当課長
 - (2) 移動局及び戸別受信局 移動局及び戸別受信局を常置する課、出先機関及び学校園の長
 - (3) 通信所 当該通信所を常置する課、出先機関の長

(通信担当者)

第6条 防災行政無線局に通信担当者を置く。

2 基地局(通信所を含む。)及び同報局の通信担当者は、電波法第40条第1項の資格を有する者のうち、同法第51条に基づき市長が無線従事者として選任を届け出た者をもってこれに充てる。

(運用)

第7条 防災行政無線は常時運用する。

(通信事項)

第8条 防災行政無線局の通信事項は、防災、水道事業及び一般行政に関するものとする。

(通信の種類)

第9条 通信の種類は、別表第2に掲げるとおりとする。

(移動局の開局等)

第10条 移動局を開局し、又は閉局しようとするものは、基地局、通信所又は特定の移動局にその旨を通知しなければならない。

(通信統制)

第11条 統制管理者は、災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき、又は円滑な通信確保を図るために必要があると認めるときは、通信を統制するとともに、関係する無線管理者に無線通信体制を確保するために必要な措置を講じさせることができる。

2 統制管理者は、通信を統制しようとするときは、関係する無線局及び通信所に対し、あらかじめその旨を通知するものとする。

(同報系通信)

第12条 同報系による通信を行おうとする者は、同報系無線送信申込書(様式第1号)を親局の無線管理者に提出しなければならない。

(管理)

第13条 無線管理者は、常に防災行政無線局の運用の状況を把握し、無線局の機能が十分発揮できるよう管理しなければならない。

2 無線管理者は、無線設備の運用管理上支障が生じたときは、速やかにその旨を統制管理者に報告し、その指示を受けなければならない。

3 統制管理者は、防災行政無線局の機能確保のため、基地局及び固定局については年2回以上、移動局、屋外受信局及びその他の設備については年1回以上、通信設備の定期点検を行うものとする。

4 統制管理者は、定期点検を行うときは、その実施時期及び結果について無線管理者に通知するものとする。

(通信訓練)

第14条 統制管理者は、防災行政無線局による通信訓練を年1回以上実施するものとする。

(災害時の通信体制)

第15条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の防災行政無線局の運用体制については、堺市地域防災計画に定めるところによる。

(感度調査)

第16条 通信担当者は、適宜感度等について回線の調査をしなければならない。
2 回線の調査のための試験電波の発射は、通信が閑散なときに行われなければならない。

(無線局の備付け書類等)

第17条 防災行政無線局には、無線局免許状その他必要な書類を備え付けておかななければならない。

第18条 親局、基地局(通信所を含む。)は、無線業務日誌(様式第2号)に必要な事項を記入しなければならない。

2 無線管理者は、毎月5日までに、前月分の無線業務日誌をとりまとめ、統制管理者に報告しなければならない。

(無線局の増局等)

第19条 防災行政無線局の新設、増設、廃止又は変更等を行おうとする場合は、統制管理者の承認を得なければならない。

(委任)

第20条 この要綱の施行について必要な事項は、統制管理者が定める。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表第 1

防災行政無線局（同報親局、基地局）

無線の区分	無線周波数	呼出名称	常置場所
同報系	65.015MHz	ぼうさいさかい	堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
美原区域同報系	68.535MHz	ぼうさいさかいみはら	堺市美原区黒山 167 番地 1 号
移動系	271.5625MHz	ぼうさいさかいし	堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
相互系	158.35MHz	ぼうさいさかい	堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
地域防災系	848.825MHz	2 7 2 0 1 1 0 0	堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

別表第 2

通信の種類

無線の種類	通信の種類	通信の内容
同報系	普通通信	戸別又はグループ別の送信をいう。
	一斉通信	全受信局に対し、一斉に行う通信をいう。
	強制一斉通信	全受信局に対し、強制的に一斉通信を行うことをいう。
移動系 相互系 地域防災系	普通通信	平常時における通信をいう。
	一斉通信	全移動局及び全通信所に対し、一斉に行う通信をいう。
	強制一斉通信	他の防災関係機関に対して行う通信をいう。

堺市自主防災組織の育成指導等に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定及び堺市地域防災計画に基づき、自主防災組織の充実を図るため、その育成及び指導の方針を定めるとともに、自主防災活動に際して必要な防災資器材の支給を行うことについて必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この要綱において、自主防災組織とは、堺市自治連合協議会に参加する校区自治連合会を単位として、自主、自発、協働及び連帯の精神に基づき災害の予防、災害時の被害拡大の防止、災害応急活動その他自主的な防災活動を行う団体をいう。

(登録)

第3条 この要綱による防災活動の指導及び防災資器材の支給を受けようとするものは、市長に対し、堺市自主防災組織登録申請書（様式第1号）に規約、役員名簿その他市長が必要と認める書類を添えて自主防災組織の登録の申請をしなければならない。この場合において、美原区の区域に係るものにあつては、堺市自主防災組織登録同意書（様式第2号）を併せて提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があつた場合において、当該団体が自主防災組織の要件を満たしていると認めるときは、堺市自主防災組織登録簿に登録するものとする。
- 3 前項の規定による登録を受けた自主防災組織は、登録された事項に変更があつたときは、その旨を堺市自主防災組織登録事項変更届（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

(育成方針)

第4条 自主防災組織の育成は、地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織となるよう行うものとする。

(自主防災組織への指導方針)

第5条 市長は、自主防災組織が災害発生の際に効果的な防災活動を行うことができるようにするため、当該自主防災組織に対して計画的に自主的な防災訓練その他地域防災力の充実強化を図る取組を実施するよう指導するものとする。

(訓練区分)

第6条 自主防災組織において実施する自主的な防災訓練（以下「自主防災訓練」という。）は、次のとおりとする。

(1) 個別訓練 次に掲げる訓練

- ア 情報連絡訓練 地域内の被災状況、災害危険箇所の巡視結果、避難の状況等の情報を正確かつ迅速に収集し、及び伝達するための訓練
- イ 避難訓練 避難時の服装、懐中電灯その他携行品の装備の点検の方法及び避難誘導班等を中心とした組織全体での避難の要領に習熟し、定められた避難地まで迅速かつ安全

に避難できるようにするための訓練

ウ 炊出し訓練 炊き出しのため、限られた防災資器材を有効に活用して食糧や水を確保する方法及び技術を習得し、並びに食糧を効率よく配給するための訓練

エ 消火訓練 火災発生時に消火活動を安全かつ効果的に行うための次に掲げる訓練

(ア) 消火器、三角バケツ、可搬式動力ポンプ等による消火訓練

(イ) 消火用の防災資器材の使用方法及び消火技術を習得するための訓練

(ウ) 火災から身を守る方法等についての訓練

オ 救出救護訓練 倒壊した家屋に閉じ込められた人に対する救出の要領、はしご、ロープ等の救出用資器材の使用法、救護所への連絡及び搬送の方法等を習得するための訓練

カ 応急手当訓練 負傷者等への応急手当の方法を習得するための訓練

キ 地震体験訓練 地震の揺れを体験し、地震が発生した場合に冷静に行動することができるようにするための訓練

ク 煙体験訓練 火災の煙を再現し、火災が発生した場合に迅速に避難することができるようにするための訓練

ケ 避難所開設・運営訓練 大規模な災害が発生した場合に避難所の開設及び運営を行うことができるようにするための訓練

コ 避難所の安全確認訓練 避難所の屋外及び屋内の柱、建具、天井、照明器具等の安全を確認する際に注意すべき点について学習するための訓練

サ 応急給水訓練 災害時において飲料水等を確保することができるようにするための次に掲げる訓練

(ア) 災害時に必要な飲料水を確保するため、飲料水の備蓄の方法を習得するための訓練

(イ) 災害時に必要な飲料水を確保するため、避難所における給水用タンクの組立及び設置を行うことができるようにするための訓練

シ マンホールトイレ組立訓練 災害時に必要なトイレを確保するため、トイレ、テント及び給水用ポンプの設置方法並びに排水方法を確認するための訓練

ス 住まいの耐震化学習訓練 住宅の耐震改修及び地震に対して安全な住宅の建築について学習するための訓練

セ 防災資器材取扱訓練 防災コンテナにおいて保管する防災資器材の取扱いに習熟するための訓練

ソ その他訓練 アからセまでに定めるもののほか、市長が必要と認める訓練

(2) 総合訓練 個別訓練により習得した知識及び技術の全てを活用して、自主防災組織の内部での相互連携を円滑にし、適切かつ効果的に災害時の活動を行うことができるようにするための訓練

(3) 自主訓練 自主防災組織が本市の職員の指導を伴わずに独自に実施し、個別訓練の反復並びに個別訓練により習得した知識及び技能の再確認を行うための訓練

(訓練実施計画書の提出)

第7条 自主防災組織は、自主防災訓練を実施しようとするときは、当該自主防災訓練を実施する日の1か月前までに、堺市自主防災訓練実施計画書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による実施計画書の提出があった場合は、関係する部署に対して、当該実施計画書の写しを送付し、訓練の内容等について当該関係する部署間で調整するものとする。

(防災資器材等の支給)

第8条 市長は、自主防災組織の活動を支援するため、自主防災組織に対し防災資器材を支給するものとする。

2 前項の規定により支給する防災資器材は、別に定める防災資器材品目一覧表(以下「品目一覧表」という。)に掲げる品目とする。

3 第1項の規定による防災資器材の支給は、当該自主防災組織が結成された年度に限り、200,000円(品目一覧表に定める基準単価により算出した額による。)を限度として行うものとする。

4 市長は、第1項の規定による防災資器材の支給のほか、自主防災組織の活動支援のために必要と認める防災関係物品を支給できるものとする。

5 前項の防災関係物品の品目、支給限度額、支給方法等は、予算の範囲内において、その都度市長が定めるものとする。

(防災資器材の支給申請)

第9条 前条第1項の規定による防災資器材の支給を受けようとする自主防災組織は、堺市防災資器材支給申請書(様式第5号)に希望する防災資器材を記入の上、市長に提出しなければならない。

(防災資器材支給決定等)

第10条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、防災資器材の支給を決定し、堺市防災資器材支給決定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた自主防災組織は、堺市防災資器材受領書(様式第7号)と引き換えに防災資器材の支給を受けることができる。

(防災資器材の管理)

第11条 自主防災組織は、支給を受けた防災資器材を適正に管理するものとし、故障、紛失等による修理及び補充は、当該自主防災組織の責任において行わなければならない。

2 市長は、防災資器材の支給を受けた自主防災組織が当該防災資器材の管理に当たって適正を欠く行為があったと認めるときは、当該防災資器材の返還を求めることができる。

(委任)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年7月1日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の堺市自主防災組織の育成指導等に関する要綱の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この要綱による改正後の堺市自主防災組織の育成指導等に関する要綱の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

堺市災害応急救助要綱

堺市小災害応急救助要綱（昭和 4 3 年制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）の規定が適用されない風水害、火災等の災害（以下「災害」という。）により被災した者（本市の区域内に居住する者に限る。以下「被災者」という。）に対する応急救助措置について必要な事項を定める。

（協力）

第 2 条 この要綱による応急救助措置は、赤十字奉仕団及び被災者の居住地を担当する民生委員の協力を得て行うものとする。

（適用除外）

第 3 条 被災者のうち、自己の故意又は重大な過失により被災した者その他区長がこの要綱の規定の適用を不相当と認める者については、この要綱の規定の全部又は一部を適用しないことができる。

（被害の認定基準）

第 4 条 住家、世帯及び被害の認定基準は、「災害救助法による救助の実施について」（昭和 4 0 年 5 月 1 1 日付け厚生省社会局長通知（社施第 9 9 号））に定めるところの例による。

（住家被害に対する見舞金）

第 5 条 災害で住家被害を受けた場合（居住に支障がない場合を除く。）は、当該住家に居住する世帯の世帯主に対し、次の区分により見舞金を支給する。

(1) 複数人で構成する世帯の場合

区 分	1 世帯当たりの見舞金の額
全壊、全焼、流失	50,000円
半壊、半焼	30,000円
床上浸水、土砂の堆積、 火災による水損	20,000円

(2) 単身者世帯の場合（生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による保護を受けているときは、前号の規定を適用する。）

区 分	1 世帯当たりの見舞金の額
全壊、全焼、流失	30,000円
半壊、半焼	20,000円
床上浸水、土砂の堆積、 火災による水損	10,000円

(弔慰金及び負傷見舞金)

第6条 災害で死亡した場合は、当該死亡者の葬儀を主催した者に対し、死亡者1人当たり100,000円の弔慰金を支給する。ただし、当該死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次項の負傷見舞金の支給を受けている場合にあつては、当該弔慰金の額から既に支給を受けた負傷見舞金の額を控除した額を支給するものとする。

2 災害による負傷のため1週間以上入院した場合は、当該負傷者に対し、1人当たり30,000円の負傷見舞金を支給する。

3 堺市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第31号)の規定に基づく災害弔慰金又は災害障害見舞金を支給する場合は、この要綱に基づく弔慰金又は負傷見舞金を支給しないものとする。

(毛布の支給)

第7条 次に掲げる場合は、被災者に対し、毛布を支給することができる。

(1) 避難所に収容されたとき。

(2) その他特に区長が必要と認めたとき。

2 前項の規定により支給する毛布の枚数は、次のとおりとする。

(1) 4月1日から9月30日までの間 1人当たり1枚

(2) 10月1日から翌年の3月31日までの間 1人当たり2枚

(布団の支給)

第8条 次に掲げる場合は、被災者に対し、布団を支給することができる。

(1) 避難所に収容されたとき。

(2) その他特に区長が必要と認めたとき。

(食品の支給)

第9条 次に掲げる場合は、被災者に対し、2日分(6食分をいう。)を上限として区長が必要と認める分量の食品を支給することができる。

(1) 避難所に収容されたとき。

(2) その他特に区長が必要と認めたとき。

(汚損物の処理)

第10条 市長は、災害により汚損した建具、日用品その他の家財(この条において「汚損物」という。)を一般廃棄物として処理することを希望する者がある場合は、当該希望者に係る汚損物の処理を行うことができる。

(申請等)

第11条 この要綱の適用を受けようとする者は、堺市災害応急救助申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出を受けた場合において、第5条に規定する見舞金の支給について必要があると認めるときは、災害による住家被害の区分を特定する前に、当該見舞金のうち、複数人で構成する世帯にあつては20,000円を、単身者世帯にあつては10,000円を支給することができる。

(委任)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行し、同日以後に発生した災害に関して適用する。

附 則

この要綱は、昭和57年8月1日から施行する。ただし、改正後の第1条、第5条及び第6条の規定は、昭和57年8月1日以後に発生した災害に関して適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の堺市災害応急救助要綱第5条、第6条及び第11条の規定は、この要綱の施行の日以後に発生した災害から適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の堺市災害応急救助要綱第8条及び第9条の規定は、この要綱の施行の日以後に発生した災害から適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

堺市緊急五役会議要綱

(設置)

第1条 本市の区域内において発生し、又は発生するおそれのある非常緊急事態（以下「緊急事態」という。）に対して迅速かつ的確に対応するための基本方針について協議し、速やかに事態に対応するため、緊急五役会議（以下「五役会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 五役会議は、市長、副市長、教育長、上下水道局長及び緊急事態に関係する局長級の職員をもって組織する。

(協議事項)

第3条 五役会議は、次に掲げる事項について協議し、決定するものとする。

- (1) 緊急事態の対応に関する基本的方針の策定及び対応組織の編成に関すること。
- (2) 緊急事態に対応するための緊急対策本部の設置に関すること。
- (3) 緊急対策本部又は対応組織に対する助言、指導等に関すること。
- (4) 国、府その他の関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) その他必要事項に関すること。

(主宰等)

第4条 五役会議は、市長が主宰する。

- 2 市長に事故があるときは、あらかじめ市長が指名する者がその職務を行う。
- 3 五役会議は、市長が必要に応じて招集する。

(庶務)

第5条 五役会議の庶務は、危機管理室において行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、五役会議について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成9年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

庁達第 9 号

庁 中 一 般
各 事 業 所

堺市指定避難所等の開設及び運営に関する規程を次のとおり制定する。

平成 31 年 4 月 23 日

堺市長 竹山 修身

堺市指定避難所等の開設及び運営に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 86 条の 6 の規定に基づき、法令及び堺市地域防災計画（昭和 40 年策定）の定めるところにより、災害が発生し、又はそのおそれがある場合に遅滞なく指定避難所等を供与するとともに、指定避難所等に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるため、指定避難所等の開設及び運営（以下「指定避難所等の設置」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定避難所等 法第 49 条の 4 第 1 項の指定緊急避難場所及び法第 49 条の 7 第 1 項の指定避難所をいう。
- (2) 風水害時指定避難所等 指定避難所等のうち、台風、洪水、土砂災害及び高潮を対象とする指定避難所等として堺市地域防災計画に定めるものをいう。
- (3) 地震時指定避難所等 指定避難所等のうち、地震及び津波を対象とする指定避難所等として堺市地域防災計画に定めるものをいう。
- (4) 指定避難所等対応職員 風水害時指定避難所等の設置に従事する職員（以下「風水害時指定避難所等対応職員」という。）並びに地震時指定避難所等の設置に従事する職員（以下「地震時指定避難所等対応職員」という。）をいう。
- (5) 所属参集職員 課長級以上の職員、災害時に実施すべき必要最小限の通常業務及び災害応急対策を遂行する職員として所属長が特に指名するもの並びに区役所の各課（

これに相当する組織を含む。)に所属する職員をいう。

(6) 直近参集職員 所属参集職員以外の職員をいう。

(7) 災害対策本部長 堺市災害対策本部条例(昭和38年条例第26号)第2条第1項の災害対策本部長をいう。

(8) 区災害対策本部 堺市災害対策本部条例第4条の区災害対策本部をいう。

(職員の責務)

第3条 全ての職員は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、法第5条第1項の趣旨に鑑み、市民の生命、身体及び財産を保護するため、全力を挙げて指定避難所等の設置をはじめとする災害応急対策を遂行しなければならない。

(局長等の責務)

第4条 指定避難所等の設置を迅速かつ円滑に行うため、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める役割を担うとともに、相互に緊密に連携し、及び協力しなければならない。

(1) 危機管理監 災害対策本部長による指定避難所等の設置の指示に従い、指定避難所等の設置に係る総括的な責任者として、次号及び第3号に掲げる者を支援し、並びに当該指定避難所等の設置に必要な指示等を行う。

(2) 区長 指定避難所等の運営責任者として指定避難所等の運営について指定避難所等対応職員に対して必要な指示を行うとともに、地震時指定避難所等の開設責任者として地震時指定避難所等対応職員に対して指定避難所等の開設の従事命令及び必要な指示を行う。

(3) 局長(堺市事務分掌条例(昭和47年条例第8号)第1条に規定する組織の長、区長、会計室長、行政委員会事務局長、監査委員事務局長及び議会事務局長をいう。)風水害時指定避難所等の開設責任者として、各局(堺市事務分掌条例第1条に規定する組織、区役所、会計室、行政委員会の事務局、監査委員事務局及び議会事務局をいう。)に所属する風水害時指定避難所等対応職員に対して指定避難所等の開設の従事命令及び必要な指示を行う。

(指定避難所等対応職員の業務等)

第5条 指定避難所等対応職員は、次に掲げる業務に従事するものとする。

(1) 指定避難所等の設置に関する業務

(2) 区災害対策本部(区災害対策本部が設置されていない場合にあつては、区役所)との連絡調整に関する業務

2 この規程に定めるもののほか、指定避難所等の設置に係る業務の細目については、危機管理監が別に定める。

(風水害時指定避難所等の設置に係る事前の事務)

第6条 危機管理監は、局(第4条第3号の各局及び上下水道局をいう。以下同じ。)に所属する職員の数及び局が風水害時に実施する対応業務の状況を勘案し、区長に対し、

その所管区域内に所在する風水害指定避難所等を所管すべき局の名称等及び当該局の担う風水害指定避難所等の数を通知するものとする。この場合において、危機管理監は、局長等（第4条第3号の局長及び上下水道局次長をいう。以下同じ。）に対し、当該局等が所管すべき風水害時指定避難所等の数等について、あらかじめ通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による通知を受けたときは、その内容を踏まえ、その所管区域内に所在する全ての風水害時指定避難所等について、これらを所管すべき局に割り振るとともに、局が所管すべき風水害時指定避難所等の名称を当該局長等に通知するものとする。

3 局長等は、局内の各課（これに相当する組織を含む。以下同じ。）に対して、前項の規定により通知された風水害時指定避難所等をあらかじめ割り当てるものとする。

4 局長等は、局内の各課において風水害時指定避難所等の設置を迅速かつ円滑にできるよう、あらかじめ風水害指定避難所等対応職員の配置を行うものとする。

（風水害時指定避難所等の設置の指示及び設置基準）

第7条 災害対策本部長（災害対策本部が設置されていない場合にあつては、危機管理センター長（堺市危機管理センター設置規程（平成19年庁達第16号）第3条第1項のセンター長をいう。）とする。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市民の避難に要する時間を勘案し、速やかに風水害時指定避難所等の設置の指示をしなければならない。

(1) 次のいずれにも該当し、台風による暴風に備えた市民の自主避難のため、災害対策本部長がその必要があると認めるとき。

ア 本市の区域内において暴風警報が発令されていること。

イ 本市の区域内に台風の暴風域が入ると予想されること。

(2) 本市の区域内において河川の氾濫、土砂災害若しくは高潮に係る避難情報が発令されているとき、又はその可能性が高いとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、風水害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、災害対策本部長がその必要があると認めるとき。

（風水害時指定避難所等の設置に係る事務）

第8条 局長等（上下水道局にあつては、危機管理監）は、前条の規定による指示があつた場合は、それぞれの局に属する風水害時指定避難所等対応職員に対し、指定避難所等の開設をするよう命ずるものとする。

2 風水害指定避難所等対応職員は、前項の規定による命令を受けたときは、あらかじめ指定された風水害指定避難所等に参集し、指定避難所等の設置に係る業務に携わらなければならない。

- 3 第1項の規定による命令を行った局長等は、速やかに当該命令の対象である風水害時指定避難所等対応職員等について、当該風水害指定避難所等が所在する区の区長に通知しなければならない。
- 4 区長は、その所管区域内に係る風水害時指定避難所等対応職員に対し、当該所管区域内において災害応急対策を行うために必要な指示を行うものとする。
- 5 危機管理監は、指定避難所等の設置が長時間に及ぶ場合は、風水害避難所等対応職員の交代のための人員配置について局長等に指示するものとする。この場合においては、前3項の規定を準用する。

(地震時指定避難所等の設置指示等)

第9条 災害対策本部長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、地震時指定避難所等の開設及び運営（以下「地震時指定避難所等の設置」という。）を地震時指定避難所等対応職員等に指示しなければならない。

- (1) 本市の区域内において震度6弱以上の地震が観測されたとき。
 - (2) 大阪府の区域内において津波警報又は大津波警報が発令されたとき。
 - (3) 前2号に定めるもののほか、地震及び津波から市民の生命、身体及び財産を保護するため、災害対策本部長がその必要があると認めるとき。
- 2 前項第1号又は第2号に掲げる事象が発生した場合は、当該事象の発生をもって、前項の規定による指示があったものとみなす。

(地震時指定避難所等の設置に係る事前の事務)

第10条 危機管理監は、各局の地震時指定避難所等対応職員候補者の名簿を作成するための基礎となる情報を整理し、あらかじめ各局長に送付するものとする。

- 2 局長は、前項の情報及び各局の地震時における業務継続計画を踏まえ、直近参集職員に係る名簿（区役所にあつては、区役所の各課に所属する職員に係る名簿。以下同じ。）を作成し、危機管理監に送付するものとする。
- 3 危機管理監は、前項に規定する名簿を基に、区役所ごとの地震時指定避難所等対応職員の名簿を作成し、当該区長に通知するものとする。
- 4 区長は、前項の規定による通知を受けた地震時指定避難所等対応職員から、その所管区域内の地震時指定避難所等ごとにあらかじめ1人以上を地震時選定職員として選定し、当該職員及び当該職員が所属する各局に、その担当すべき地震時指定避難所等を通知するものとする。

(地震時指定避難所等の設置に係る事務)

第11条 区長は、第9条第1項の規定による指示があつたときは、地震時指定避難所等対応職員に対して地震時指定避難所等の設置に従事するよう命ずるものとする。

- 2 地震時指定避難所等対応職員は、前項の規定による命令があつたときは、当該命令に係る区役所に参集しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、地震時選定職員は前条第4項の規定による通知に係る地震時指定避難所等に参集し、指定避難所等の設置に従事しなければならない。

4 区長は、地震時指定避難所等対応職員を、その所管区域内における地震時災害対応に係る業務及び当該所管区域に所在する地震時指定避難所等の設置に係る業務に従事させることができる。

5 区長は、地震時指定避難所等対応職員に対し、その所管区域内における災害応急対策を行うために必要な指示を行う。

(職員招集システムの利用等)

第12条 災害対策本部長は、第7条及び第9条の規定による指示については、職員招集システム(気象情報、地震情報、避難情報等を職員の携帯電話等へ配信することができるシステムをいう。)を利用した情報の配信により行うことができる。

2 前項に規定する情報の配信は、第8条第1項又は第2項の風水害時指定避難所等の設置に係る従事命令及び前条第1項の地震時指定避難所等の設置に係る従事命令とみなす。

(市長事務部局への併任)

第13条 上下水道局に所属する企業職員(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項に規定する企業職員をいう。)並びに行政委員会事務局、監査委員事務局及び議会事務局に所属する職員については、その職にある間、この規程に基づく指定避難所等に係る業務に従事する場合に限り、特に辞令を用いることなく市長事務部局の職員に併任されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この庁達は、平成31年6月1日から施行する。

(堺市災害地区班員設置規程の廃止)

2 堺市災害地区班員設置規程(平成19年庁達第18号)は、廃止する。